

二月七日(金曜日)

出席議員	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	欠席議員	三十番	なし
のぐち	けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子	のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	敦子	海津	西村	西村	なし	
十七番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十一番	三十二番	三十三番	三十四番	三十四番	なし	
宮崎	たかしま	なおいき	れい子	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	泰三	一仁	板倉	関川	なし	
こうき																			

出席説明員

区長	成澤廣修	子ども家庭部長	多田栄一郎
副区長	佐藤正子	児童相談所開設準備担当部長	栗山仁
副区長	加藤裕一	保健衛生部長	矢内真理子
教育長	丹羽恵玲奈	兼文京保健所長	鵜沼秀之
企画政策部長	新名幸男	都市計画部長	小鵜野光幸
総務部長	竹田弘一	土木部長	小幡光伸
危機管理室長	渡邊了	資源環境部長	木幡光伸
区民部長	高橋征博	施設管理部長	松永直樹
アカデミー推進部長	長塚隆史	会計管理者	宇民清
福祉部長	鈴木裕佳	教育推進部長	吉田雄大
兼福祉事務所長	矢島孝幸	監査事務局長	吉岡利行
地域包括ケア推進担当部長			

事務局職員

事務局局長	佐久間康一	議事調査主査	小松崎哲生
議事調査主査	下笠由美子	議事調査担当	阿部隆也
議事調査主査	糸日谷友	議事調査担当	眞鍋由起子

議事日程

日程第一	議案第六十二号	文京区役所組織条例の一部を改正する条例
日程第二	議案第六十三号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第三	議案第六十四号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第四	議案第六十五号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例
日程第五	議案第七十四号	文京シビックセンター二十五・二十六階改修工事請負契約

- 日程第六 議案第七十五号 文京シビックセンター二十五・二十六階改修機械設備工事請負契約
- 日程第七 議案第五十三号 令和六年度文京区一般会計補正予算
- 日程第八 議案第五十四号 令和六年度文京区一般会計補正予算
- 日程第九 議案第五十五号 令和六年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第十 議案第五十六号 令和六年度文京区介護保険特別会計補正予算
- 日程第十一 議案第五十七号 令和六年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第十二 議案第六十六号 文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第十三 議案第六十七号 文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第十四 議案第六十八号 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第十五 議案第六十九号 文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第十六 議案第七十号 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第十七 議案第七十一号 文京区立公園条例の一部を改正する条例
- 日程第十八 議案第七十二号 文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例
- 日程第十九 議案第七十六号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
- 日程第二十 議案第七十三号 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第二十一 議案第五十八号 令和七年度文京区一般会計予算
- 日程第二十二 議案第五十九号 令和七年度文京区国民健康保険特別会計予算
- 日程第二十三 議案第六十号 令和七年度文京区介護保険特別会計予算
- 日程第二十四 議案第六十一号 令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計予算
- 追加日程第二十五 議員提出議案第四号 文京区国民健康保険料の子どもの均等割額の助成に関する条例
- 追加日程第二十六 議員提出議案第五号 文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例

午後二時開議

会を開きます。

○議長(白石英行)

ただいまから、令和七年二月文京区議会定例議

○議長（白石英行） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

九 番 千 田 恵美子 議員

二十二番 田 中 としかね 議員

を指名いたします。

○議長（白石英行） 次に、本定例議会の議会期間は、本日から三月十七日までの三十九日間といたします。

○議長（白石英行） 次に、議会運営委員会委員の辞任許可及び選任について申し上げます。

令和七年一月十六日付で、三十四番関川けさ子議員から議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、これを受理し、委員会条例第十一条に基づき、議長において辞任を許可いたしました。また、委員会条例第五条に基づき、新たに議長より、同日付で、三十三番板倉美千代議員を議会運営委員会委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

○議長（白石英行） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二四文総総第一七三九号

令和七年二月七日

文京区議長 白石英行 様
文京区長 成澤 廣 修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償

償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

和解及び損害賠償額の決定について

記

件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
清掃軽貨物車による物損事故	令和六年十月十八日	区の被害者に対する損害賠償	二万一千五百六十円	東京都文京区大塚四丁目四十番一号 株式会社 新協 代表取締役社長 神野祥太郎

二〇二四文総総第一八四一号
令和七年二月七日

文京区議長 白石英行 様
文京区長 成澤 廣 修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 一件 名 旧元町小学校保全施設整備工事
- 二 決定年月日 令和六年十一月二十一日
- 三 変更事項 契約金額

変更後 金二十三億八千九百九十九万二千元
 変更前 金二十三億七千六百八十三万六千元

二〇二四文総総第一八四三号
 令和七年二月七日

文京区議長 白石英行様
 文京区長 成澤廣修

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解に関する報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

和解の決定について

件名	決定年月日	和解の内容	相手方
損害賠償請求行為請求(住民訴訟)等事件	令和七年一月二十二日	<p>一 原告及び被告は、区が、本件事故以降、適正な業務執行に向けた財務事務等に係る改善事項を実施したことを相互に確認する。</p> <p>二 区は、財務事務の改善に向けた取組について、外部有識者による確認等を受け、その結果を公表する。</p> <p>三 区は、特別区監査委員協議会が令和七年度に実施する一般研修の幹事区として、住民監査請求をテーマとし、監査の質の向上に向けた研修を行う準備を進める。</p> <p>四 区は、原告が、本和解の内容を「文京区民オンブズマン」設立準備会のウェブサイトで報告することについて、異議を述べない。</p> <p>五 原告は、本件訴えをいずれも取り下げ、被告は、これに同意する。</p> <p>六 訴訟費用は各自の負担とする。</p>	本件訴訟事件の原告

二〇二四文教総第一四五九号
令和七年一月二十日

文京区教育委員会

文京区議会議長 白石英行様

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する
報告書について(提出)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十六条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施したので、同条第一項の規定により報告書を作成し、別紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

二〇二四文監第一五九号

令和六年十二月二十六日

文京区監査委員

渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 山本 一仁

文京区議会議長 白石英行様

令和六年度十一月分例月出納検査結果の報告について(提出)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和六年度十一月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和六年十二月二十三日、二十四日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

二〇二四文監第一六九号

令和七年一月三十日

文京区監査委員

渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 山本 一仁

文京区議会議長 白石英行様

令和六年度十二月分例月出納検査結果の報告について(提出)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和六年度十二月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和七年一月二十七日、二十八日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長(白石英行) 次に、区長から、令和七年の施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長(白石英行) 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長(成澤廣修) 令和七年二月文京区議会定例議会において、七年度予算案を始め、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、区議会並びに区民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

能登半島地震の発生から一年が過ぎ、その後、集中豪雨による被害も重なりましたが、被災地では復興に向けた取組が進められております。甚大な被害をもたらしたこの災害は、災害時におけるライフラインの確保や避難所環境の改善など、今後の防災対策に多くの課題を残すこととなり、現在、国や自治体において、対策の充実・強化が図られております。また、一月には、昨年八月以来二回目の南海トラフ地震臨時情報が発表されたほか、季節を問わず、各地で気候変動に伴う災害が多発するなど、日頃からの災害への備えを再確認することとなりました。本区においても、首都直下地震等の大規模災害に備え、緊急防災対策事業などを実施してまいりましたが、区民の皆様におかれましては、身近に迫る災害から大切な命を守るために、一人一人が必要な防災対策に取り組んでいただきますよう、引き続き、お願いを申し上げます。

国際情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻や中東地域における不安定な情勢が続く中、アメリカ合衆国では新しい大統領が就任したことによって、新たな展開を迎えています。

国内においては、昨年八月に、東京株式市場で株価が史上最大の振

れ幅を記録したほか、急激な円安や物価の高騰、労働市場における人手不足などが生じました。こうした社会経済状況が激しく変化する中でも、区民の安全・安心な暮らしを守るため、様々な世代への施策を的確に展開していく必要があります。

また、明るい話題として、昨年夏にはパリ二〇二四オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本区ゆかりの選手として、パラリンピックにおいて、鬼谷慶子選手や木村敬一選手のメダル獲得などの活躍があり、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。先月には、お二人ともに本年度の日本パラスポーツ賞に選出されるなど、うれしいニュースも入ってきましたところです。

本年は、東京二〇二五世界陸上と東京二〇二五デフリンピック大会が開催されます。大会の成功はもとより、国や文化の違い、障害の有無を超えて互いに共感できる「スポーツの力」をレガシーとして引き継いでいくことも大切であると考えております。

なお、一般の都区財政調整協議に係る配分割合については、三年ぶりの合意に至っており、これまで培ってきた都区の連携・協力体制をより一層深めていくとともに、引き続き、「文の京」総合戦略における主要課題の解決へ向けた取組を一層充実させ、前例や既成概念にとられない、新たな発想や創意工夫による様々な施策を実施することで、次代を担う子どもたちの健やかな成長や、区民の健康で安心な暮らしを支える環境の整備に、全力で取り組んでまいります。

初めに、令和七年度予算の概要について申し上げます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復が続くことが期待される一方、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクや、物価上昇の影響等に十分注意する必要があります。

区財政においては、ふるさと納税による税の流出や、不合理な税制改正による影響を受ける中、多くの公共施設の改修・更新等を計画的に行う必要があることなどを踏まえると、先行きは、決して楽観できない状況にあります。

このような中、七年度予算編成に当たっては、各部の主体的・自律的な予算編成を促すことで、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な解決に向けて、バックキャストイングによる戦略的な事業展開を図りながら各施策を着実に推進していく予算を編成いたしました。また、喫緊の課題に対応するため、区として重点的に推進する必要がある事業を重点施策として選定しております。

今後とも、限られた財源の中で、複雑化・多様化する行政課題に効率的かつ効果的に対応していくため、庁内の連携を強化するとともに、職員の柔軟な発想と創意工夫で業務の幅を広げ、行政としての対応力を高めることにより、行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めてまいります。

次に、予算の具体的な内容について申し上げます。

初めに、大規模災害に備えた防災対策の充実・強化であります。

本区では、首都直下地震等による被害想定や能登半島地震などにより顕在化した課題に対応するため、昨年七月に地域防災計画を修正いたしました。今後も、在宅避難の推進や中高層建築物の防災対策等、計画に掲げる取組を着実に実施し、頻発・激甚化する災害にも的確に対応してまいります。

まず、地域防災力の向上に向け、防災ガイドの全面リニューアルにより、引き続き、区民一人一人の防災意識の醸成に努めてまいります。また、マンション住民による主体的な防災活動を促進するため、災害時におけるマンションのトイレ対策セミナーを開催するとともに、マ

ンホールトイレ設置助成の拡充を図ってまいります。さらに、区立小・中学校の校門周辺に二十四時間利用可能なAEDを設置することで、傷病者に対する一次救命処置が速やかに行われる環境をつくることともに、救急救命に対する意識の向上を図ってまいります。

また、避難者対策として、避難所での生活環境の改善に向けた国の方針等を踏まえ、避難所環境の充実に必要な備蓄物資の拡充や避難所運営ガイドラインの改訂に取り組んでまいります。さらに、避難行動要支援者への支援について、より実効性の高い制度運用を目指し、避難行動要支援者避難支援プランの見直しを進めてまいります。

次に、災害に強いまちの実現に向けて、耐震化率の向上を図るため、引き続き、建築基準法における二〇〇〇年基準を満たさない木造建築物を対象とした助成を行うとともに、一般緊急輸送道路沿道建築物及び緊急道路障害物除去路線沿道建築物への助成を行ってまいります。

また、災害時の電柱倒壊による道路閉塞や断線等を防止し、円滑な避難・救急活動、物資の輸送を行うため、災害拠点施設周辺における区道の無電柱化を推進いたします。

二点目は、子どもが健やかに成長できる環境づくりについての施策であります。

本年四月に区児童相談所を開設し、専門性の高い児童虐待対応や支援を通して、子どもたちの権利擁護の一層の充実に取り組んでまいります。また、児童福祉機能と母子保健機能を併せ持つことも家庭センターを整備し、妊娠・出産・子育て期における一体的な相談支援を展開いたします。様々な関係機関が連携することで、子ども、保健、教育、福祉部門が横断的な視点の下、切れ目のない総合的な相談支援に取り組んでまいります。また、子どもを一人の人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守るため、こども

の権利に関する条例の制定に向けた準備を進めてまいります。引き続き、子どもが健やかに成長できるよう、子育て支援の更なる充実や、質の高い教育・保育環境の整備に取り組んでまいります。

子育て支援については、保育運営事業者に対し、職員体制の充実を要件に建物の賃借料等を補助することで、各地域において希望する年齢で認可保育所に入園できる環境を維持するとともに、安定的・継続的な運営支援と保育の質の向上に取り組んでまいります。

さらに、医療的ケア児が家族以外の他者との交流活動等を行う場として、本年四月に開設する元町ウエルネスパークに、医療的ケア児支援ルームを新たに開設いたします。

次に、教育施策については、不登校や、学級になじめないと感じている児童・生徒への支援を強化するため、学びの居場所架け橋計画として学校内で実施している校内居場所の指導員配置を拡充し、スクールソーシャルワーカーの配置等と合わせて、児童・生徒が抱える困難の早期対応・解決に向けた、「チーム学校」としての相談体制の強化を図ってまいります。

育成室の待機児童対策については、育成室待機児童解消加速化プランの下、保育需要が多い地域に育成室を重点的に整備することに加え、都型学童クラブに対して施設整備費用等を区独自に補助することにより、新規参入を促してまいります。また、待機児童をサポートする取組として、児童館でのランドセル来館事業や放課後全児童向け事業の拡充を図ってまいります。さらに、各地区を統括するエリアマネージャーの配置を順次拡大していくことにより、保育の質を高め、放課後の居場所の機能性・利便性の向上を進めてまいります。

また、良好な教育環境の確保に向けて、明化小学校、柳町小学校等の改築を進めるとともに、小日向台町小学校、千駄木小学校等につい

て、改築に向けた設計等の準備を進めてまいります。さらに、学校施設の快適性を向上させるため、小・中学校の特別教室を対象とした改修についても、スピード感を持って取り組んでまいります。

新たな青少年プラザの建設については、必要な設計を進めるとともに、小学生や中学生との対話及びアンケート等を通じて意見を聴取し、施設整備や運営方法等に反映してまいります。あわせて、インキュベーションオフィス「GROWTH 文京飯田橋」に関連したスタートアップと連携して、中学生専用の居場所事業を実施するなど、中学生の自主的な活動を応援する取組を充実するとともに、活動の場を拡充してまいります。

加えて、多様な保育ニーズへ対応し、質の高い幼児期の教育・保育を実施するため、湯島幼稚園を移転し、認定こども園元町幼稚園として開設します。

このほか、小・中学生と高校生世代の学習支援事業を一本化するこゝとで、児童・生徒及び保護者と長期的に関わり、家庭全体を継続的に支援していくとともに、学習や進路、生活に関する相談支援、必要に応じたアウトリーチ支援、体験活動等の充実による総合的な支援により、子どもの将来の選択肢を広げ、貧困の連鎖の防止を図ります。

また、区立小・中学校の学校給食の無償化を継続するとともに、無償化の対象外となる国立、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対する給食食材費相当額の給付を継続して実施してまいります。

なお、現在、次世代を担う若者に対し、若者の生活と意識に関する調査を実施しております。多くの皆様に御協力いただき、様々な御意見が寄せられており、今後、これらの調査結果を分析し、若者を支援する計画の策定を進め、若者施策の一層の推進を図ってまいります。

三点目は、地域共生社会の実現についての施策であります。

複雑化・複合化する課題や、制度のはざまにあるニーズにも対応できるよう、本区における包括的な支援体制の構築を推進するため、重層的支援体制整備事業を活用し、引き続き区民一人一人が生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

まず、高齢者福祉については、認知症当事者を含むシルバー人材センター会員の方たちがチームオレンジお助け隊として就業活動を開始することで、チームオレンジの取組や認知症への理解の促進を図ります。また、節目年齢を対象とした認知症検診事業を見直し、セルフチェック対象年齢を拡大するほか、実施方法をイベント方式の会場型から時期や場所が選べる指定医療機関型に変更することで、より早い段階で認知症予防や生活習慣の見直しに取り組むことができる機会を増やしてまいります。

また、高齢者の社会参画に重要な要素である聴力を維持するための補聴器の購入補助の拡充、生活への支援としては、紙おむつ等支給の対象者を拡大いたします。

さらに、介護人材の更なる確保・定着を図るため、区内介護施設に従事する職員向けの住宅費用補助の対象を拡充します。また、介護支援専門員に係る研修費用補助の対象者の範囲を広げるとともに、登録料・支援員証発行手数料の費用を補助いたします。

介護サービス基盤の充実においては、引き続き小日向二丁目国有地での特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、公有地等の活用により、地域密着型介護サービス施設等の整備を進めてまいります。あわせて、経年により老朽化が進む旧区立特別養護老人ホームについても、利用者安心して利用していただけよう、順次、大規模改修等の対応を行ってまいります。

次に、障害者（児）施策については、手話を言語とする方が、通訳者が同行できない場合でも手話を利用できるよう、区の窓口や区有施設にスマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話通訳システムを導入します。

また、居宅介護、移動支援等のサービスにおいて、人材の確保や専門的資格取得の取組を行う事業所に対して補助を行うことで、訪問系障害福祉サービス等の人材確保対策を推進してまいります。

さらに、区内障害者施設の利用者による絵画等の作品の展示や作品解説等を通して、障害者への理解促進を図るとともに、障害者の創作活動を支援する講師の派遣や職員向けの研修を行うことで、創作活動の向上を目指してまいります。

なお、引き続き、障害者グループホームや生活介護施設、障害児通所支援事業所等の整備を促進し、障害者（児）の自立した生活を支援してまいります。

加えて、誰もが、主体的な健康づくりに取り組み、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、区民からヘルスケアに関する相談を受け、健康やケアについて学べるプログラムを提供するとともに、区内で働く医療・介護専門職等の交流・研修機会を創設し、在宅医療を支える多職種間の、顔の見える連携体制を推進します。

また、区独自の健康アプリを提供し、区民の身体活動量の向上や運動習慣の定着を促すことにより、生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸に取り組むとともに、より効果的にアプリが活用されるよう、健康づくりの講座や講演会等のイベントを組み合わせて実施いたします。

四点目は、地域の活性化やにぎわいの醸成についての施策であります。

コロナ禍において大きく落ち込んでいた観光需要が回復する中、物価の高騰や担い手不足など、地域が抱える多様な課題を把握しながら、現状のニーズに応じた支援を行うことが重要であると考えております。引き続き、地域経済と文化・観光の基盤を強化するとともに、主体的な地域活動や文化的な学びの場を通じて、将来にわたりコミュニティが存続できるよう、様々な施策を推進してまいります。

まず、地域コミュニティの活性化については、町会等の持続的な運営を支援するため、加入促進に向けたチラシやパンフレットの作成等への補助を新設するとともに、多様な地域活動団体と連携して実施する事業に対する補助を継続し、町会等への加入促進や担い手の確保につながる様々な事業を包括的に展開してまいります。

また、公共機能と民間機能の複合施設として、本年四月に旧元町小学校跡地に開設する元町ウェルネスパークには、さきに述べた医療的ケア児支援ルームのほか、会議や軽運動など区民の方が多目的に利用できる元町多目的室、地域交流スペースや、旧元町小学校と元町公園の歴史を伝える展示スペースを設け、様々な世代が集える地域の拠点として、区民の皆様が親しまれるような施設としてまいります。

次に、経済対策については、中小企業における経営者の高齢化等による事業承継の課題に対し、資金融資あっせんを拡充するとともに、事業承継セミナーの開催及び設備投資に係る補助を新設することで、承継を予定する中小企業に対して、将来を見据えた効果的な支援を行うてまいります。

あわせて、資格取得を伴う講座等の受講料を対象としていた企業のリスキリングに対する補助事業において、資格取得を伴わない講座等を補助対象に追加するとともに、補助件数を拡充することで、企業のリスキリングによる自社人材の強化を支援してまいります。

また、コロナ禍において、区内商店を支援するために文京区商店街連合会と協働で立ち上げた文京ソコチカラのウェブサイトについては、掲載情報の追加や検索機能の拡充などのリニューアルを行うことで、来街者数や個店の売上げ増加を図ってまいります。

加えて、区内におけるスタートアップ等の交流促進を図り、持続的な成長を期待して、スタートアップ交流会を実施いたします。

商店街に対しては、商店会が所有する装飾灯の倒壊事故等を未然に防止するため、点検や修繕等に係る費用の一部を補助し、装飾灯の適切な維持管理と安全な商店街づくりを支援してまいります。

次に、文化・観光施策については、小倉百人一首や競技かるたの若年層への認知向上を図るため、謎解きを組み合わせたイベントを実施するとともに、新たに児童館及び青少年プラザにおいてかるた教室の開催や、かるた札の配付等を行ってまいります。

また、インバウンド需要の更なる喚起に向け、観光PR動画の作成やデジタルマップの導入、肥後細川庭園におけるイベント実施により、区への来訪を促すとともに、観光を通じた地域の活性化を図ってまいります。

さらに、担い手不足などの課題を抱える、文京花の五大まつり等の実行委員会に対し、大学や企業等と連携する場合の経費の補助を拡充することで、まつりの持続化を支援してまいります。

都市交流については、交流都市との交流を継続して行うとともに、昨年十月に友好都市協定を締結した沖縄県うるま市との交流を更に深めてまいります。また、十二月に姉妹都市提携した大韓民国ソウル特別市松坡区とも、交流事業の実施等により、相互協力の関係を築いてまいります。

このほか、区立図書館においては、多様な学習活動を支える「学び

の拠点」向上プロジェクトを推進し、ＩＣタグを利用した貸出しや返却のセルフ化を開始するとともに、図書館システムの更新によるサービスの拡充を図り、図書館利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。

また、ジェンダー平等や多文化共生の視点を持ち、男女平等参画推進計画の改定を見据えて、いまだ課題の残る女性の積極的な登用について、関係団体等へ働き掛けを行うなど、区民一人一人が互いに価値観を認め合い、人権と多様性を尊重する社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

五項目は、サステナブルな社会をつくるための施策についてであります。

将来にわたって持続可能な社会を実現するため、地域一丸となって地球温暖化対策を推進するとともに、二〇五〇年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指し、脱炭素や資源循環に向けた取組を進めてまいります。

まず、脱炭素の取組については、二酸化炭素排出量の削減に向けた、実効性のある施策を区として率先して推進するため、文京区役所地球温暖化対策実行計画を改定し、二〇三〇年までに、全ての区有施設の電力を再生可能エネルギー電力に順次転換してまいります。また、長期にわたって再生可能エネルギーの利用と電力コストの安定化を図るため、旧岩井学園グラウンド跡地において、太陽光発電所、文京ソーラーパワー・岩井の整備を進めてまいります。

加えて、暑さ対策として区民施設に開設している「ぶんきょう涼み処」にボトルディスプレイ型の水飲栓を設置することで、熱中症対策に寄与するとともに、マイボトルの利用促進による環境に優しいライフスタイルへの転換を推進してまいります。

さらに、集合住宅が八割を占める本区の脱炭素を進めるため、新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業に、新たに集合住宅共用部におけるＬＥＤ照明器具の設置費助成を設けるとともに、区民や区内事業者が脱炭素へ向けた行動に積極的に取り組めるよう、各種イベントにおいて、更なる普及・啓発を行ってまいります。

次に、資源循環の取組については、区内全域において四月から可燃ごみの約一五％を占めるプラスチックを資源として分別回収し、リサイクルする取組を開始するとともに、外国人に対する指導・啓発に、ＡＩ通訳機を導入することで、ごみと資源の分別方法等について、分かりやすく、正確な説明に努めてまいります。

このほか、良好な住環境の整備については、公園再整備基本計画に基づき、後楽公園等の設計や神明公園等の再整備工事を行うなど、区民の参画による計画的な再整備を推進してまいります。

最後に、持続可能な行財政運営について申し上げます。

国におけるデジタル社会の実現に向けた様々な取組が進められる中、文京区ＤＸ推進プロジェクトとして、「フロントヤード改革」、「業務改革（ＢＰＲ）の取組」、「ＤＸ推進に必要な環境・仕組みづくり」、「ＤＸ人材の育成・活用」を掲げ、自治体ＤＸを推進してまいります。

今後とも、デジタル技術を活用した業務改革に取り組むとともに、行政サービスのデジタル化を進め、区民サービスの更なる向上を図ってまいります。

公有地の活用については、湯島総合センターの建て替えに向け、現行の機能に加えて、地域における防災性・公共性に配慮したスペースや、地域のにぎわいを創出するスペースを検討するとともに、世代間交流・コミュニティ形成を促進するような機能向上の検討を進め、誰

もが利用しやすい、地域に根差した施設を目指してまいります。

また、清掃事務所と認定こども園の入居を予定している、後楽一丁目の小石川地方合同庁舎については、円滑な入居となるよう、引き続き国と連携しながら、本計画を着実に進めてまいります。

加えて、白山四丁目国有地では、地域密着型の介護サービス事業所等の導入に向けて手続を進めるとともに、本駒込二丁目国有地についても、地域の課題を解決するため、活用に向けた手続を着実に進めてまいります。また、移転することとなった大塚四丁目の東邦音楽大学の敷地については、区が取得し、喫緊の課題である区立小・中学校の改築等に活用すべく、手続を進めてまいります。

なお、ふるさと納税制度については、制度廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう、継続的に国へ要望してまいりましたが、本区において、来年度は四十億円程度の特別区民税の減収が見込まれ、依然として拡大傾向にあり、看過できない状況が続いております。

こうしたことから、本区へのふるさと納税を促すべく、地域資源の活用や区内事業者等の協力による返礼品の提供に加え、多くの大学が立地する区の特徴を生かし、新たに、地域貢献事業を実施する区内協定大学に寄附できる制度を設けました。昨年からは、東京大学への寄附の募集を開始しており、今後、大学において、区民向けのスポーツ体験等の地域貢献事業を展開することとなっております。さらに、他の区内協定大学にも参画を促してまいります。

今後とも、多様な行政需要を的確に捉え、様々な手法を活用して、持続可能な都市を形成するための取組を推進してまいります。

これまで、物価高騰対策など区民の暮らしを守る施策を展開するとともに、地域コミュニティの活性化により、様々な立場の人がつながり、活気あふれる地域活動が行われるよう、誠心誠意取り組んでまい

りました。

今後、「文の京」総合戦略の進行管理を行いながら、将来にわたる持続可能で豊かな地域社会の構築に向けた取組を積極的に行ってまいります。

私は、基本構想に掲げる将来都市像である、歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」の実現に向け、全ての区民の皆様から「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思っていただけのように、その責務を果たし、全力で区政運営に取り組むことを、ここにお誓い申し上げます。

結びに、区議会を始め、区民の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。令和七年の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（白石英行）

次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、二件を本日の日程に追加いたします。

○議長（白石英行）

これより、日程に入ります。

この際、日程の順序を変更し、追加日程第二十五及び第二十六の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十五

議員提出議案第四号

文京区国民健康保険料の子どもの均等割額の助成に関する条例

追加日程第二十六

議員提出議案第五号

文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔千田恵美子議員「議長、九番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 九番千田恵美子議員。

〔千田恵美子議員登壇〕

○千田恵美子議員 ただいま上程されました議員提出議案第四号、文

京区国民健康保険料の子どもの均等割額の助成に関する条例は、石沢のりゆき、小林れい子、金子てるよし、板倉美千代の各議員、そして私、千田恵美子により提案いたします。提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、子どもに係る被保険者均等割額を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、もって児童福祉の増進と子育て支援に資するものです。

施行期日は、令和七年四月一日といたします。

次に、議員提出議案第五号、文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例は、石沢のりゆき、小林れい子、金子てるよし、板倉美千代の各議員、そして私、千田恵美子により提案いたします。提案者を代表いたしましたして、提案理由を申し上げます。

本条例は、後期高齢者、特に住民税非課税者の医療費の負担軽減を図るためのものです。

施行期日は、令和七年四月一日といたします。

以上提案しました議員提出議案第四号並びに第五号につきまして、よろしく御審議の上、いずれも御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議員提出議案第四号及び第五号の二件は、厚生委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案

第四号及び第五号の二件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第一から第十一までの十一件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第六十二号 文京区役所組織条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第六十三号 文京区行政委員会の委員及び非常勤の

監査委員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第六十四号 刑法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例

日程第四 議案第六十五号 文京区職員定数条例の一部を改正する

条例

日程第五 議案第七十四号 文京シビックセンター二十五・二十六

階改修工事請負契約

日程第六 議案第七十五号 文京シビックセンター二十五・二十六

階改修機械設備工事請負契約

日程第七 議案第五十三号 令和六年度文京区一般会計補正予算

日程第八 議案第五十四号 令和六年度文京区一般会計補正予算

日程第九 議案第五十五号 令和六年度文京区国民健康保険特別会

計補正予算

日程第十 議案第五十六号 令和六年度文京区介護保険特別会計補

正予算

日程第十一 議案第五十七号 令和六年度文京区後期高齢者医療特別

会計補正予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第六十二号から第六十五号まで、第七十四号及び第七十五号並びに第五十三号から第五十七号までの十一議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第六十二号は、文京区役所組織条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、行政組織を再編するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

議案第六十三号は、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、報酬の額を改定するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

議案第六十四号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備す

るため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年六月一日でございます。

議案第六十五号は、文京区職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

議案第七十四号は、事件案で、文京シビックセンター二十五・二十六階改修工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億六千六百九十九万円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六・一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖でございます。

議案第七十五号は、事件案で、文京シビックセンター二十五・二十六階改修機械設備工事請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金四億一千二百五十万円、契約の相手方は、酒井・高橋・松嶋建設共同企業体でございます。

議案第五十三号は、令和六年度文京区一般会計補正予算で、十五億一千三十六万六千円を追加する、本年度第四回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、住民税均等割非課税世帯等に対する家計支援臨時給付金の追加給付に要する経費を計上するものでございます。

なお、財源につきましては、全額、国の負担となるものでございま

すが、都を通じて交付されるため、都支出金に計上いたしました。

以上により、一般会計の総額は、一千三百六十九億一千八百七十三万円となります。

次に、予算総則第二条は繰越明許費で、本事業に要する経費の一部を翌年度に繰り越すものがございます。

次に、議案第五十四号は、令和六年度文京区一般会計補正予算で、四十八億九千九百一十四万四千円を追加する、本年度第五回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入については、実績見込みにより、特別区税、特別区交付金等を追加するとともに、繰入金、特別区債等の更正を行っております。

次に、歳出について申し上げます。

まず、事業費は、ふるさと納税関係経費、災害用備蓄物資整備、障害福祉サービス費、新エネルギー等利用促進事業等を追加するほか、(仮称)小石川地方合同庁舎整備負担金、耐震改修促進事業、給食室設備整備等の更正を行っております。

そのほか、実績見込み等による経費の追加又は更正を行うとともに、今後の区民施設整備及びその他の財政需要に備え、区民施設整備基金及び財政調整基金への積立てを行っております。

また、給与関係経費については、退職手当の実績見込み等による追加及び現員現給差による職員給与費の更正を行っております。

以上により、一般会計の総額は、一千四百十八億一千七百八十四万四千円となります。

次に、予算総則第二条は繰越明許費で、災害用備蓄物資整備等につ

いて、事業に要する経費を翌年度に繰り越すものがございます。

次に、予算総則第三条は、債務負担行為の補正でございます。

シビックセンター泡消火設備一斉開放改修工事等について、期間及び限度額を変更いたします。

また、(仮称)小石川地方合同庁舎工事負担金等について、期間及び限度額を追加するものがございます。

次に、予算総則第四条は、地方債の補正でございます。

認定こども園後楽幼稚園整備等について、それぞれの実績見込みに基づき、起債限度額を変更いたします。

次に、議案第五十五号は、令和六年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、三億一千二百二十七万六千円を更正する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金等を追加するほか、国民健康保険料等を更正するものがございます。

また、歳出は、保険給付費、国民健康保険事業費納付金等を更正するものがございます。

これにより、国民健康保険特別会計の総額は、二百十二億六千九百二万二千円となります。

次に、議案第五十六号は、令和六年度文京区介護保険特別会計補正予算で、六億四千五百八十万一千円を更正する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料等を追加するほか、国庫支出金、繰入

金等の更正を行うものでございます。

歳出は、基金積立金等を追加するほか、保険給付費等の更正を行うものでございます。

これにより、介護保険特別会計の総額は、百七十四億七千二百六十一万二千元となります。

次に、議案第五十七号は、令和六年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、一億二千七百五十八万円を追加する、本年度第二回の補正予算でございます。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を追加するほか、繰入金等を更正するものでございます。

歳出は、広域連合納付金等を追加するほか、保険給付費等を更正するものでございます。

これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、六十四億七千五百五十四万五千円となります。

以上御説明申し上げました十一議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第六十四号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得ております。

お諮りいたします。

議案第六十二号から第六十五号まで、第七十四号及び第七十五号並びに第五十三号から第五十七号までの十一件は、総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第六十二号から第六十五号まで、第七十四号及び第七十五号並びに第五十三号から第五十七号までの十一件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第十二から第十五までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十二 議案第六十六号 文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第六十七号 文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第六十八号 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第六十九号 文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第六十六号から第六十九号までの四議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第六十六号は、文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、文京区災害弔慰金等支給審査会を設置するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第六十七号は、文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、職員配置に係る特例を設けるほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

議案第六十八号は、文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第六十九号は、文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、公衆浴場の衛生に必要な措置の基準を改めるため、提案す

るものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

以上御説明申し上げました四議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第六十六号から第六十九号までの四件は、厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第六十六号から第六十九号までの四件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第十六から第十九までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十六 議案第七十号 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第十七 議案第七十一号 文京区立公園条例の一部を改正する条例

日程第十八 議案第七十二号 文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例

日程第十九 議案第七十六号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

〔議案の部に掲載〕

○議長(白石英行) 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長(白石英行) 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長(佐藤正子) ただいま上程されました議案第七十号から第七十二号まで及び第七十六号の四議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第七十号は、文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、占用料を改定するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

議案第七十一号は、文京区立公園条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、指定管理者が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、占用料の改定等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

議案第七十二号は、文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、占用料を改定するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

議案第七十六号は、事件案で、区域外における公の施設の設置に関する協議についてでございます。

本案は、豊島区が管理する公の施設を区の区域内に設置するに当たり、豊島区と協議を行うため、地方自治法第二百四十四条の第三項の規定により、提案するものでございます。

以上御説明申し上げました四議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(白石英行) お諮りいたします。

議案第七十号から第七十二号まで及び第七十六号の四件は、建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(白石英行) 御異議なしと認めます。よって、議案第七十号から第七十二号まで及び第七十六号の四件は、建設委員会に付託することに決しました。

○議長(白石英行) 次に、日程第二十を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第二十 議案第七十三号 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長(白石英行) 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長(白石英行) 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長(佐藤正子) ただいま上程されました議案第七十三号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第七十三号は、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年四月一日でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第七十三号は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は、文教委員会に付託することに決しました。

この際、議案第五十三号の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会委員の方々は、第一委員会室に御参集ください。

午後三時四分休憩

午後三時三十一分再開

○議長（白石英行） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第五十三号について、議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

議案第五十三号、令和六年度文京区一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、三十一番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 総務区民委員会委員長高山泰三議員。

〔総務区民委員会委員長高山泰三議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（高山泰三） ただいま議題となりました議案第五十三号につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概略を申し上げます。

議案第五十三号は、令和六年度文京区一般会計補正予算で、十五億一千三十六万六千円を追加する、本年度第四回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概略を御説明申し上げます。

今回の補正は、住民税均等割非課税世帯等に対する家計支援臨時給付金の追加給付に要する経費を計上するものです。

なお、財源につきましては、全額、国の負担となるものですが、都を通じて交付されるため、都支出金に計上いたしました。

以上により、一般会計の総額は、一千三百六十九億一千八百七十三万円となります。

次に、予算総則第二条は繰越明許費で、本事業に要する経費の一部を翌年度に繰り越すものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第五十三号につきまして、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第五十三号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第五十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第五十三号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第二十一から第二十四までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第二十一 議案第五十八号 令和七年度文京区一般会計予算

日程第二十二 議案第五十九号 令和七年度文京区国民健康保険特別会

計予算

日程第二十三 議案第六十号 令和七年度文京区介護保険特別会計予

算

日程第二十四 議案第六十一号 令和七年度文京区後期高齢者医療特別

会計予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました令和七年度各会計予算案について御説明申し上げます。

令和七年度予算は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の着実な

解決に向け、バックキャストイングによる戦略的な事業展開を図りながら、DXの推進により区民の利便性を高めるとともに、行政サービスの更なる質の向上を図り、区民の皆様が「住んでいてよかった」と心から実感していただくための予算案としております。

また、喫緊の課題に対応するための実効性の高い事業を「重点施策」として選定しております。

その結果、令和七年度当初予算の規模は、一般会計で一千四百七十億円となり、前年度当初予算と比較して百九十四億七千二百万円、一五・三%の増となっております。

国民健康保険特別会計は二百五億三千百万円で、六億六千万円、三・一%の減、介護保険特別会計は百八十億六千五百万円、一億六千九百万円、〇・九%の増、後期高齢者医療特別会計は六十三億八千二百万円、二億七百万円、三・四%の増となっております。

これら一般会計及び三特別会計を合わせた総予算規模は、一千九百十九億七千八百万円となり、前年度当初予算と比較して百九十一億八千八百万円、一・一%の増となります。

それでは、議案第五十八号、令和七年度文京区一般会計予算について、その内容の概略を御説明申し上げます。

まず、予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は一千四百七十億円でございます。

初めに、歳入について申し上げます。

特別区税は、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加等により、前年度に比べ九・九%増の四百三十四億六千九百九十三万七千円を計上いたしました。

特別区交付金は、普通交付金の増収が見込まれることから、前年度に比べ二〇・四%増の二百七十七億円を計上いたしました。

財政調整基金繰入金は、歳入の不足額を補填するため、七十六億円を計上いたしました。

その他の歳入については、国庫支出金等、計上可能な額を見込みました。

次に、歳出について主な事業を申し上げます。

誰でも二十四時間利用可能なAEDの設置一千二百八十七万円、育成室待機児童解消加速化プラン四億七千七百三万円、中高生居場所事業三百四十二万円、新たな青少年プラザの建設一億六百九十六万円、明化小学校等改築三十一億三千四百八十二万円、学校施設等の快適性向上三十億九千六百十五万円、障害者文化芸術活動推進事業百八十三万円、重層的支援体制整備事業八億二千四百三十九万円、小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等の整備二億七千三百三十五万円、旧区立特別養護老人ホームの大規模改修六千六百万円、事業承継総合支援事業八百五十万円、「文京ソコヂカラ」公式サイトの検索機能等拡充一千二百四十一万円、競技かるた普及啓発事業七百二十二万円、旧岩井学園グラウンド跡地における太陽光発電所設置事業三百四十四万円、プラスチック分別回収事業四億八千三百六十九万円、(仮称)文京区健康アプリを用いた健康寿命延伸事業一千五十四万円、文京区DX推進プロジェクト八千八百五十四万円、終戦八十周年記念事業三百九十三万円などの経費を計上いたしました。

歳入歳出予算の概要は、以上のとおりでございます。

次に、予算総則第二条は、債務負担行為で、シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事を始め二十三事業について、期間及び限度額を定めるものでございます。

予算総則第三条は、特別区債で、総額五十五億円、認定こども園後楽幼稚園整備を始め十事業について、起債限度額等を定めるものでござ

います。

予算総則第四条は、一時借入金で、借入れの最高額を二十億円と定めるものでございます。

予算総則第五条は、歳出予算の流用で、給与関係経費の流用について定めるものでございます。

以上が、令和七年度文京区一般会計予算の説明でございます。

続きまして、議案第五十九号、令和七年度文京区国民健康保険特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は二百五億三千万円でございます。

予算総則第二条は、一時借入金で、借入れの最高額を六億円と定めるものでございます。

予算総則第三条は、歳出予算の流用で、保険給付費の流用について定めるものでございます。

次に、議案第六十号、令和七年度文京区介護保険特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は百八十億六千五百万円でございます。

予算総則第二条は、歳出予算の流用で、保険給付費等の流用について定めるものでございます。

次に、議案第六十一号、令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算総則第一条は、歳入歳出予算で、総額は六十三億八千二百万円でございます。

以上で、一般会計及び三特別会計の予算案についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第五十八号から第六十一号までの四件は、議長指名による十八人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第五十八号から第六十一号までの四件は、議長指名による十八人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長より御指名申し上げます委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

二番	吉村美紀	議員
三番	松平雄一郎	議員
四番	宮野ゆみこ	議員
七番	高山かずひろ	議員
八番	石沢のりゆき	議員
十一番	豪一	議員
十二番	山田ひろこ	議員
十五番	沢田けいじ	議員
十八番	たかはまなおき	議員
二十番	金子てるよし	議員
二十二番	田中としかね	議員
二十五番	松丸昌史	議員

二十六番	岡崎義顕	議員
二十八番	品田ひでこ	議員
二十九番	浅田保雄	議員
三十一番	高山泰三	議員
三十二番	山本一仁	議員
三十三番	板倉美千代	議員

○議長（白石英行） 以上御報告申し上げたとおりでございます。

ただいま御指名申し上げた委員の方々には、正副委員長及び理事の互選をお願いしたいと思いますので、本会議終了後、第一委員会室に御参加ください。

○議長（白石英行） 次に、請願の付託について申し上げます。

受理いたしました請願十八件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（白石英行） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、二月十二日午後二時から開きます。
本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会